

大磯町監査公表第 9 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年 8 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
農業委員会事務局

3. 監査の範囲及び事務
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
令和元年 6 月 17 日から令和元年 7 月 12 日まで

5. 監査の方法及び監査項目
平成 31 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
なお、監査に際しては、監査対象課である農業委員会事務局より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要
委員会の招集、発議及び議事録に関すること、農地台帳の整備保管に関すること、農地相談に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果
平成 30 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望事項)

歳入の確保は、重要である。特定財源の確保については、関係機関と情報交換を密にし、遺漏なく歳入を確保するよう要望する。